

# 美里町内農産品販売促進事業について

町内の農林水産物およびそれらを原料とする加工品の販売促進につながる活動を支援します。

## ◎店舗開設支援事業

### ◆事業内容

町内に住所を有する個人が、町内で小売業・飲食サービス業を週5日以上営む店舗の新築・増改築・修繕に係る工事をする際に要する経費を補助します。

### ◆交付要件(すべて満たすこと)

- ①新たに店舗を経営すること
- ※世代交代によるものを含みます
- ②町内建築業者による施工であること
- ③町内で生産された農産物を扱う店舗であること
- ④建築工事費200万円以上であること

※消費税および地方消費税の額を除いた工事費が対象となります。

※店舗併用住宅の場合は、店舗の用に供する部分に限ります。

### ◆補助金額

50万円

※一人に対して1回限りの交付となります。

※1,000円未満の端数は切り捨て

## ◎営業許可取得支援事業

### ◆事業内容

町内に住所を有する個人が、食品衛生法や食品衛生に関する条例に基づく営業許可および食品衛生責任者の資格を新規に取得するのに要する経費を補助します。

### ◆交付要件

店舗開設支援事業の補助を受けていること

### ◆補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1万円を上限とします。

※一人に対して1回限りの交付となります。

※1,000円未満の端数は切り捨てとします。

## ◎宣伝支援事業

### ◆事業内容

構成員が3世帯以上で、規約を持つ町内の団体が、町内農産品のPRのため、町外で開催されるイベントへ参加

するために要する交通費、運送費、出店料およびPRチラシ作成料を補助します。

### ◆交付要件

町外のイベントに自ら出向き、町内農産物をPRすること

### ◆交付要件

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1万円を上限とします。

ただし、交通費として車の燃料代を計上する場合は、走行距離が35km未満の場合は1,000円、35km以上の場合2,000円とします。

※一申請者に対して1年度3回限りの交付となります。

※1,000円未満の端数は切り捨てとします。

その他の交付要件、申請書は町ホームページでご確認ください。

なお、事業実施には事前申請が必要で、事業実施前までに申請書を記入のうえ、必要な書類を添えて農林商工課に提出してください。

## アライグマ捕獲従事者養成研修会を開催します



近年、特定外来生物であるアライグマによる被害が増加しています。

そのため、埼玉県北部環境管理事務所ではアライグマを捕獲する箱わな設置従事者を養成する研修会を行います。

【日時】 1月26日(金)

午後2時～3時30分

【場所】 役場2階

201会議室

【参加費】 無料

【持ち物】 筆記用具

【定員】 70名

【申込み受付】

1月15日(月)までに農林商工課産業振興係にお問い合わせください。ただし、定員に達した場合は期限前でも申込み受付を終了します。

## くらしの110番

# 消費生活相談Q&A

レンタルオーナー契約のトラブルに注意しましょう



### 【事例1】

知人からウォーターサーバーのオーナーになって貸出しをすれば毎月レンタル料が入ると勧誘を受け、機器150台の購入費として300万円を銀行と消費者金融から借入れて業者に支払った。収益の配当は2か月後から支払うと言われていたが、約束の時期が来ても全く支払われない。

### 【事例2】

元本保証で高利回りの投資をしないかと業者から電話があり、「1口40万円で購入して24回に分割した支払い分と配当としてレンタル料の月割り分が振り込まれる」という説明を受けた。契約の翌月、説明どおりの金額が振り込まれたので、信用してパチスロ機を買い増した。その後、業者から配当の振込みが遅れるとの連絡の後、破産したとの書面が届いた。

商品を購入して所有者となり、貸し出すことでレンタル料が受け取れるという「レンタルオーナー契約」に関する相談が消費生活センターに寄せられています。電話や訪問で「元本保証で高利回り」などと勧誘されて契約し

たものの、事業者が破たんしたためレンタル料は入らず、商品購入代金(元本)も戻ってこないといったトラブルが多くみられます。消費者には商品が一切渡されず、事業者が行うと言う転貸ビジネスの実体を確認することは難しいのが実情です。また収益を見込んで高額の借入れをしようとする場合もあり、返済ができなくなる恐れがあります。

### 【消費者へのアドバイス】

- ①「元本保証」「高配当」をうたった勧誘が、実際には約束した保証や配当などはなく、高額な商品の購入契約になっていることがあります。業者からのこうした勧誘を決して鵜呑みにしないでください。
- ②レンタル事業の実体を確認できない場合や事業が破たんした場合のリスクが十分に理解できなければ、契約しないようにしましょう。
- ③過去にレンタルオーナー契約に関するトラブルにあった消費者に「損を取り戻します」と言いつて着金や手数料を要求する詐欺的な手口に関する相談も寄せられています。こうした二次被害にも気を付けましょう。

### ■困ったときの相談窓口は…

- 消費者ホットライン ☎188 (188泣き寝入り)と覚えてください。
- 消費生活支援センター熊谷 ☎048・524・0999
- 役場『消費者相談窓口』 ☎76・5133 (農林商工課内)

## みさと文芸

俳句と短歌を募集中! 毎月5日までに総合政策課へお届けください

### 俳句

水鳥のうかぶひそかな夕明り  
木枯やおつ切り込みの今宵かな

大野 満子  
大沢 公子

### 短歌

雪の中通いし寺の朝坐禅  
信濃の冷気今も忘れず

子育てに三千億を出しなさい  
三本の矢の実りあらしめ

新井巴喜雄  
飯島美智子

吹き溜まり落葉の香り染しみて  
さくさく踏めば秋の足音

お日様のライトでアップ紅葉山  
何も求めずただそこにおいて

小林カツ子  
丸山 好子

孫二人揃って七つ祝いなり  
秋晴れ愛し煌めく佳き日

長雨に萎えた心が琴の音に  
夫と一緒にほっこり

福島恵美子  
清水ミヨ子

気になるのセーターを着て出でみれば  
みえざる風の冷たく沁みる

湧き水に誰が置いたか紙コップ  
伊香保の宿に遊ぶ人等に

堀内 英子  
須賀 茂子

もう五時ねガラスと 一緒に帰りましたよ  
メロディ 流れる夕焼け小焼け

徒競争障害背負う孫二等  
涙ふく我跳び上がる妻

原田 淳子  
原 武久

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。

## ワンポイント手話講座(178)

### ～地下鉄～

下に向けた左手掌の下を  
右手でくぐらせる



(出典:わたしたちの手話 / (一財)全日本ろうあ連盟発行)